

大分県報

平成二十八年
第二七七四号
四月二十六日

（火曜日）

目次

告示

- 一 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託……………
- 二 特定非営利活動法人の設立認証申請（二件）……………
- 三 大規模小売店舗に係る公示……………
- 三 土地改良区の定款変更認可……………
- 三 林業種苗法による生産事業者の登録……………
- 四 道路区域の変更（二件）……………
- 四 道路の供用開始……………
- 四 労働委員会告示……………
- 四 大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………
- 五 公 告……………
- 五 開発行為の完了……………
- 正 誤……………
- 五 平成二十八年四月十五日付け大分県報第二七七一号に登載の大分県告示第二百五十七号（道路区域の変更）中の訂正……………

○告示

大分県告示第二七七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年四月二十六日

大分県報（告示）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一

一 受託者の名称及び所在地	名 称	所 在 地	委託の内容
株式会社	地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ
株式会社	国分グローサリーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務
株式会社	株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一番地	〃
株式会社	株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	〃
株式会社	株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通十七番地	〃
株式会社	株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	〃
株式会社	株式会社セブオン	群馬県前橋市亀里町九百番地	〃
株式会社	株式会社セブシーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	〃
株式会社	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	〃
株式会社	株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	〃
株式会社	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	〃
株式会社	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	〃
株式会社	株式会社ローンソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	〃

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第二七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。
平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ねこの糸

三 代表者の氏名
村上 由香里

四 主たる事務所の所在地
大分市下郡千五百十番地の三十八

五 定款に記載された目的

この法人は、飼い主のいない猫を保護し新たな飼い主を探す活動を中心に行い、動物の適正飼養の推進と生命尊重の情操教育を進め、ひいては人間と動物が共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図り、以て公益の増進に寄与することを目的とする。

大分県告示第二百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 学びあい

三 代表者の氏名
羽野 等

四 主たる事務所の所在地
大分県日田市大字渡里二百二十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、保健、医療、福祉、社会教育、及びリハビリテーション分野の学生及び専門職者等に対し、障がい体験者自身が、その有する障がい経験を活かし、講義・研修企画、普及啓発・研究等を行うことにより、社会における障がい理解をより深め、医療福祉等の教育等の増進に寄与することを目的とする。
また、その活動により障がい体験者自身の社会貢献が実現されることとなり、その生き

がい等に繋げることも併せて目的とする。

大分県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
下郡ショッピングセンター

大分市大字下郡千七百十六ー四

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者
丸三ブラザ株式会社
代表取締役 谷 井 英 久
大分市明野東一丁目二番十号
有限会社サン・ウイング
代表取締役 中 島 正 一
別府市大字北石垣千六百四十六番地の二

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社フレイ
代表取締役 下 田 英 隆
竹田市大字拜田原二百一番地二
株式会社大創産業
代表取締役 矢 野 博 丈
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
その他未定

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十二月十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物南東側 百四十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

第一駐輪場 A棟建物南側 十六台

第二駐輪場 B棟建物南側 三十四台

第三駐輪場 C棟建物北西側 二十二台

合計 七十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設(一) 建物西側 六十九・七平方メートル

荷さばき施設(二) 建物北東側 八十・八平方メートル

合計 百五十・五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫(一) A棟建物内西側 十七・九四九立方メートル

廃棄物保管庫(二) B棟建物内北西側 十七・九四九立方メートル

合計 三十五・八九八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社フレイン 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

株式会社大創産業 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 店舗敷地南東側及び北西側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設(一) 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設(二) 午前十時から午後五時まで

届出年月日

平成二十八年四月十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から同年八月二十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年八月二十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならぬ。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
荒瀬井堰土地改良区	中津市	平二八・四・一三

大分県告示第二百七十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 登録番号	豊第五号
二 生産事業者の氏名及び住所	佐藤 英介 豊後大野市三重町奥畑九二二番地一

佐藤 英介

豊後大野市三重町奥畑九二二番地一

三 生産事業の内容

- 1 種穂 採取
 - 2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地
豊後大野市三重町奥畑

大分県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道小挾間大分線	大分市大字宮苑字イワミトウ二七六番三地从先から大分市大字宮苑字イワミトウ二七四番八地先まで	前	後	一九・八 ） 八・五	四〇・〇
		後	前	一九・八 ） 一二・五	四〇・〇
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字原口二一〇番三から大分市大字河原内字原口一九六番二まで	前	後	一三・〇 ） 六・〇	二二〇・〇
		後	前	一五・〇 ） 九・〇	二二〇・〇

大分県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員
メートル

延 長
メートル

岐線 県道国東安	国東市武蔵町糸原字鳥手二六三〇番一地从先から国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇七番一地从先まで	前	後	二一・三 ） 九・一	五三六・〇
		後	前	二一・三 ） 一一・四	五三六・〇

大分県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧にする。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区 間	供用開始年月日
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字原口二一〇番五から大分市大字河原内字原口一九六番三まで	平二八・四・二六

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第四号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（平成二十八年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十六日

大分県労働委員会会長 須賀 陽二

小嶋 浩久

大分県労働委員会事務局長

平二六・四・八

を

太田 尚人

大分県労働委員会事務局長

平二八・四・一二

に

改める。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字加来字福戸八百十番一ほか十一筆、八百十番一地主先農道並びに八百十二番地先里道、字法垣千五百五十番一ほか三十八筆並びに千五百七十八番、千五百七十九番、千五百六十三番及び千五百六十四番の各地先水路並びに中津市三光森山字雨引六百十八番三

二 開発区域の面積

二四、二九〇・三九平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市豊田町十四番地三

中津市長 奥 塚 正 典

四 完了検査年月日

平成二十八年三月二十四日

○正 誤

平成二十八年四月十五日付け大分県報第二七七一号に登載の大分県告示第二百五十七号（道路区域の変更）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
四	上	右から一〇	四〇・〇	三六・〇
		右から一三	三六・〇	四〇・〇